

平成２９年かすみがうら市議会第３回定例会
市長提出議案集

平成２９年９月５日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 7 号	平成 28 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について	1
2. 報告第 8 号	平成 28 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	3
3. 報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	9
4. 報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	11
5. 承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）〉	13
6. 承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈権利の放棄〉	22
7. 議案第 39 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について【新規制定】	24
8. 議案第 40 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）	30
9. 議案第 41 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	49
10. 議案第 42 号	平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	56
11. 議案第 43 号	平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	64

12. 議案第 44 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	72
13. 議案第 45 号	平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	79
14. 議案第 46 号	平成 28 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定 について	82
15. 議案第 47 号	平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	83
16. 議案第 48 号	平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	84
17. 議案第 49 号	平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	85
18. 議案第 50 号	平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	86
19. 議案第 51 号	平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	87
20. 議案第 52 号	平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につ いて	105
21. 議案第 53 号	神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の 負担等に関する協定の締結について	111
22. 議案第 54 号	霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備の取得について	112
23. 議案第 55 号	霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備の取得について	113

24. 議案第 56 号	救助工作車の取得について		114
25. 議案第 57 号	市道路線の認定について		115
26. 議案第 58 号	市道路線の認定について		118

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		121～125
・ 市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	新旧対照表	
かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	新旧対照表	
（附則第 2 項関係）		(121～123)
かすみがうら市職員の給与に関する条例	新旧対照表（附則第 3 項関係）	
		(123～125)

報告第 7 号

平成 28 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、平成 28 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成28年度かすみがうら市継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割学と支出 済額の差	特定財源			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
08 土木費	04 都市計画費	集落等実態 調査業務委託	平成27年度	4,720,000				4,720,000	3,974,400				3,974,400	745,600	0	0	0	745,600
			平成28年度	4,504,000				4,504,000	3,801,600				3,801,600	702,400	0	0	0	702,400
			計	9,224,000				9,224,000	7,776,000				7,776,000	1,448,000	0	0	0	1,448,000
10 教育費	02 小学校費	下稲吉小学 校施設整備 事業	平成27年度	287,795,000	11,073,000	262,800,000	13,922,000	0	214,700,000	11,073,000	193,300,000	13,922,000	△ 3,595,000	73,095,000	0	69,500,000	0	3,595,000
			平成28年度	341,533,000	16,609,000	308,600,000	16,324,000	0	414,508,000	25,774,000	366,200,000	18,939,000	3,595,000	△ 72,975,000	△ 9,165,000	△ 57,600,000	△ 2,615,000	△ 3,595,000
			計	629,328,000	27,682,000	571,400,000	30,246,000	0	629,208,000	36,847,000	559,500,000	32,861,000	0	120,000	△ 9,165,000	11,900,000	△ 2,615,000	0

報告第8号

平成28年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.19)	— (18.19)	10.9 (25.0)	68.2 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。



平成 28 年度

かすみがうら市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 51 号

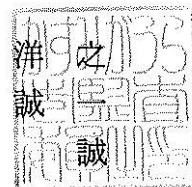
平成 29 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 瀧ヶ崎

かすみがうら市監査委員 古 川

かすみがうら市監査委員 小松崎



平成 28 年度かすみがうら市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

第 1 審査の対象

1 財政健全化審査

平成 28 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 経営健全化審査

平成 28 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から 8 月 17 日（木）まで

第 3 審査の方法

1 財政健全化審査

平成 28 年度健全化判断比率の算定は適正に行われているか。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかの確認を行った。

2 経営健全化審査

平成 28 年度資金不足比率の算定は適正に行われているか。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかの確認を行った。

第4 審査の結果

1 財政健全化審査

① 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	平成 28 年度	早期健全化基準	参考(平成 27 年度)
①実質赤字比率	—	13.19	—
②連結実質赤字比率	—	18.19	—
③実質公債費比率	10.9	25.0	10.7
④将来負担比率	68.2	350.0	76.3

*実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

② 個別意見

・実質赤字比率

平成 28 年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため -6.91%となっており、早期健全化基準の 13.19%と比較すると、これを下回り良好である。

・連結実質赤字比率

平成 28 年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため -13.13%となっており、早期健全化基準の 18.19%と比較すると、これを下回り良好である。

・実質公債費比率

平成 28 年度の実質公債費比率は 10.9%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の 10.7%と比較すると 0.2 ポイント増加している。

・将来負担比率

平成 28 年度の将来負担比率は、68.2%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の 76.3%と比較すると 8.1 ポイント減少している。

③ 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

2 経営健全化審査

① 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

■水道事業会計 (%)

比 率 名	平成 28 年度	経営健全化基準	参考(平成 27 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■下水道事業特別会計 (%)

比 率 名	平成 28 年度	経営健全化基準	参考(平成 27 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■農業集落排水事業特別会計 (%)

比 率 名	平成 28 年度	経営健全化基準	参考(平成 27 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

② 個別意見

資金不足は発生していないので、是正改善を要する事項は特にない。

※健全化判断比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月7日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年5月9日（木）15時30分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市下軽部363番地内
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 市広報誌・文書配布の際、訪問先宅地内の庭で方向転換をすべく後退したところ、後方にあった鉄骨製の車庫の柱と衝突し、柱を破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額（修理費用） 82,290円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月9日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年7月4日（火）10時50分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市志戸崎347番地先（船溜前市道）
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 駐車後に後部座席のドアを開けたところ、対向車のドアミラーと接触した為、相手方のミラー部分を破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額（修理費用） 38,664円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

平成２９年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

平成２９年８月１日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

平成２９年６月１６日に発生した落雷等により被害を受けた防災関連機器の修繕に係る費用及びかすみがうら市内に合宿所とグラウンドを有する学校法人土浦日本大学高等学校が第９９回全国高等学校野球選手権大会出場を決めたことによる市のＰＲ及び知名度向上を期した補助金の交付について、早急に対応する必要があるため。

平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 6 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 7 0 8, 5 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正費」による。

平成 29 年 8 月 1 日 専決処分

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		178,801	7,628	186,429
	1 繰越金	178,801	7,628	186,429
歳入合計		16,700,875	7,628	16,708,503

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,908,771	500	1,909,271
	1 総務管理費	1,577,352	500	1,577,852
9 消防費		1,065,182	7,128	1,072,310
	1 消防費	1,065,182	7,128	1,072,310
歳出 合計		16,700,875	7,628	16,708,503

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	0	222,917
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,238,586	0	2,238,586
15 県 支 出 金	1,213,041	0	1,213,041
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	724,105	0	724,105
19 繰 越 金	178,801	7,628	186,429
20 諸 収 入	171,586	0	171,586
21 市 債	1,707,300	0	1,707,300
歳 入 合 計	16,700,875	7,628	16,708,503

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,732	0	142,732						
2 総 務 費	1,908,771	500	1,909,271					500	
3 民 生 費	6,100,561	0	6,100,561						
4 衛 生 費	1,042,296	0	1,042,296						
5 労 働 費	23,247	0	23,247						
6 農 林 水 産 業 費	645,476	0	645,476						
7 商 工 費	298,548	0	298,548						
8 土 木 費	1,965,045	0	1,965,045						
9 消 防 費	1,065,182	7,128	1,072,310					7,128	
10 教 育 費	1,309,898	0	1,309,898						
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,700,875	7,628	16,708,503					7,628	

2歳入

(款) 19繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	178,801	7,628	186,429	1繰越金	7,628	前年度繰越金
計	178,801	7,628	186,429			

3歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
15 諸 費	1,160	500	1,660				500	19 負担金、補助及び交付金	500	05 総務諸事業（政策） 19 かすみがうら市甲子園出場 激励補助金	500 500
計	1,577,352	500	1,577,852				500				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	124,722	7,128	131,850				7,128	11 需用費	7,128	05 災害対策事業	7,128
										11 修繕料	7,128
計	1,065,182	7,128	1,072,310				7,128				

承認第 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専決処分書

茨城県信用保証協会が求償権を行使し資金を回収した際に、市が回収納付金を受け取る権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のように専決処分する。

平成29年8月16日

かすみがうら市長 坪 井 透

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

(1) 放棄する権利の相手方

茨城県信用保証協会

(2) 放棄する権利の内容

回収納付金53,753円を受け取る権利

(3) 権利を放棄する理由

自治金融制度による資金の融資を受けた者の再生を支援するため、保証協会が求償権を株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に不等価譲渡するにあたり、保証協会が代位弁済による求償権を行使し資金を回収したときに受け取ることとしていた回収納付金額について、当該納付金を受け取る権利を放棄する。

議案第 39 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選

考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定め

て採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 前2項の場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則に定め

る基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外)

第8条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第12条の3まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第 号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「短時間勤務職員」の前に「再任用」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権

者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し及び同条中「短時間勤務職員」の前に「再任用」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の4第2項第2号及び第14条第2項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第23条第1項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

議案第40号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,199,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許」による

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		2, 238, 586	109, 458	2, 348, 044
	1 国 庫 負 担 金	1, 564, 185	461	1, 564, 646
	2 国 庫 補 助 金	663, 161	108, 997	772, 158
15 県 支 出 金		1, 213, 041	4, 175	1, 217, 216
	2 県 補 助 金	425, 070	3, 065	428, 135
	4 県 交 付 金	86, 155	1, 110	87, 265
18 繰 入 金		724, 105	110, 074	834, 179
	1 基 金 繰 入 金	724, 102	110, 074	834, 176
19 繰 越 金		186, 429	154, 299	340, 728
	1 繰 越 金	186, 429	154, 299	340, 728
20 諸 収 入		171, 586	600	172, 186
	5 雑 入	136, 052	600	136, 652
21 市 債		1, 707, 300	112, 200	1, 819, 500
	1 市 債	1, 707, 300	112, 200	1, 819, 500
歳 入 合 計		16, 708, 503	490, 806	17, 199, 309

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		142,732	210	142,942
	1 議 会 費	142,732	210	142,942
2 総 務 費		1,909,271	58,750	1,968,021
	1 総 務 管 理 費	1,577,852	50,660	1,628,512
	2 徴 税 費	212,050	8,060	220,110
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	87,232	30	87,262
3 民 生 費		6,100,561	112,926	6,213,487
	1 社 会 福 祉 費	3,114,160	30,211	3,144,371
	2 児 童 福 祉 費	2,438,988	9,070	2,448,058
	3 生 活 保 護 費	547,413	73,645	621,058
4 衛 生 費		1,042,296	25,440	1,067,736
	1 保 健 衛 生 費	1,042,296	25,440	1,067,736
5 労 働 費		23,247	860	24,107
	1 労 働 諸 費	23,247	860	24,107
6 農 林 水 産 業 費		645,476	5,772	651,248
	1 農 業 費	629,437	5,772	635,209
7 商 工 費		298,548	27,763	326,311
	1 商 工 費	298,548	27,763	326,311
8 土 木 費		1,965,045	201,808	2,166,853
	1 土 木 管 理 費	82,278	7,210	89,488
	2 道 路 橋 梁 費	456,886	60,398	517,284
	4 都 市 計 画 費	1,423,241	134,200	1,557,441

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		1, 072, 310	11, 240	1, 083, 550
	1 消 防 費	1, 072, 310	11, 240	1, 083, 550
10 教 育 費		1, 309, 898	46, 037	1, 355, 935
	1 教 育 総 務 費	207, 203	160	207, 363
	2 小 学 校 費	467, 553	495	468, 048
	4 社 会 教 育 費	248, 161	43, 802	291, 963
	5 保 健 体 育 費	133, 456	1, 580	135, 036
歳 出 合 計		16, 708, 503	490, 806	17, 199, 309

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共交通対策事業（政策）	30,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加		(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額
新広域ごみ処理施設整備・運営負担金	平成 3 0 年度から 平成 5 2 年度まで	5, 3 5 4, 7 1 2 千円に 消費税及び物価等の変動に 伴う増減額を加算した額
神立駅周辺地区都市再生整備計画事業負担金	平成 2 9 年度から 平成 3 0 年度まで	4 0 9, 5 0 6

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業債	30,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	75,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
神立停車場線整備事業債	162,500				195,500			
臨時財政対策債	650,000				684,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	0	222,917
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,238,586	109,458	2,348,044
15 県 支 出 金	1,213,041	4,175	1,217,216
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	724,105	110,074	834,179
19 繰 越 金	186,429	154,299	340,728
20 諸 収 入	171,586	600	172,186
21 市 債	1,707,300	112,200	1,819,500
歳 入 合 計	16,708,503	490,806	17,199,309

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,732	210	142,942				210		
2 総 務 費	1,909,271	58,750	1,968,021	5,468		30,000	23,282		
3 民 生 費	6,100,561	112,926	6,213,487	461		600	111,865		
4 衛 生 費	1,042,296	25,440	1,067,736	200			25,240		
5 労 働 費	23,247	860	24,107				860		
6 農 林 水 産 業 費	645,476	5,772	651,248	3,975			1,797		
7 商 工 費	298,548	27,763	326,311				27,763		
8 土 木 費	1,965,045	201,808	2,166,853	85,250	77,700		38,858		
9 消 防 費	1,072,310	11,240	1,083,550				11,240		
10 教 育 費	1,309,898	46,037	1,355,935	18,279			27,758		
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,708,503	490,806	17,199,309	113,633	77,700	30,600	268,873		

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,564,185	461	1,564,646	4 生活保護費負担金	461	生活困窮者自立支援負担金
計	1,564,185	461	1,564,646			

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	105,460	23,171	128,631	1 総 務 費 補 助 金	23,171	再編交付金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) 4,892
2 民生費国庫補助金	255,553	576	256,129	1 社会福祉費補助金	576	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (厚生労働省)
6 社会資本整備総合交付金	139,946	85,250	225,196	1 社会資本整備総合交付金	85,250	社会資本整備総合交付金
計	663,161	108,997	772,158			

(款) 15 県支出金 (項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	28,741	200	28,941	1 保健衛生費補助金	200	自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金
4 農林水産業費県補助金	47,942	2,865	50,807	1 農 業 費 補 助 金	2,865	経営所得安定対策等推進事業費補助金
計	425,070	3,065	428,135			

(款) 15 県支出金 (項) 4 県交付金

3 農林水産業費県交付金	83,433	1,110	84,543	1 農 業 費 交 付 金	1,110	多面的機能支払事業費
計	86,155	1,110	87,265			

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	414,589	80,074	494,663	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	80,074	財政調整基金
3 地域づくり基金繰入金	41,979	30,000	71,979	1 地域づくり基金繰入金	30,000	公共交通対策事業
計	724,102	110,074	834,176			

(款) 19 繰越金			(項) 1 繰越金			(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 繰 越 金	186,429	154,299	340,728	1 繰 越 金	154,299	前年度繰越金	
計	186,429	154,299	340,728				

(款) 20 諸収入			(項) 5 雑入				
7 雑 入	96,194	600	96,794	1 雑 入	600	後期高齢者医療制度特別対策補助金	
計	136,052	600	136,652				

(款) 21 市債			(項) 1 市債				
2 土 木 債	632,100	77,700	709,800	1 道路整備事業債	44,700	市道整備事業債	
				2 都市計画事業債	33,000	神立停車場線整備事業債	
5 臨時財政対策債	650,000	34,500	684,500	1 臨時財政対策債	34,500	臨時財政対策債	
計	1,707,300	112,200	1,819,500				

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 2 徵稅費

[illegible]

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	212,050	8,060	220,110				8,060			

(項) 3 戶籍住民基本台帳費

1 戶籍住民 基本台帳 費	86,721	30	86,751				30	4 共済費	30	01 職員等人件費 4 共済組合追加費用等	30 30
計	87,232	30	87,262				30				

(項) 1 社会福祉費

[illegible]

(単位 千円)

(項) 2 児童福祉費

(項) 3 生活保護費

(項) 1 保健衛生費

[illegible]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 環境保全 対 策 費	426,058	24,430	450,488	200			24,230	19 負担金 、補助 及 び 交付金	24,430	09 一般廃棄物処理事業（政策） 19 霞台厚生施設組合負担金 13 環境保全推進事業（政策） 19 自立・分散型エネルギー設 備導入促進補助金	24,030 24,030 400 400
計	1,042,296	25,440	1,067,736	200			25,240				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

2 働く女性 の家管理 費	13,433	860	14,293				860	2 給 料	490	01 職員等人件費 860 2 一般職給料 490 3 期末手当 110 3 勤勉手当 80 4 共済組合負担金 160 4 共済組合追加費用等 20
								3 職 員 手当等	190	
								4 共済費	180	
計	23,247	860	24,107				860			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員 会 費	45,052	90	45,142				90	3 職 員 手当等	40	01 職員等人件費 90 3 扶養手当 40 4 共済組合追加費用等 50
								4 共済費	50	
2 農業総務 費	362,784	710	363,494				710	3 職 員 手当等	350	01 職員等人件費 520 3 通勤手当 20 3 住居手当 330 4 共済組合追加費用等 170 04 農業集落排水事業特別会計繰出 事業 190 28 農業集落排水事業特別会計 繰出金 190
								4 共済費	170	
								28 繰出金	190	
6 水田農業 対 策 費	39,873	2,865	42,738	2,865				19 負担金 、補助 及 び 交付金	2,865	02 米政策推進事業 2,865 19 経営所得安定対策等推進事 務費補助金 2,865
8 農 地 費	136,163	2,107	138,270	1,110			997	19 負担金 、補助 及 び 交付金	1,480	08 農地維持・資源向上対策事業 2,107 19 農地維持・資源向上対策交 付金 1,480 23 県交付金等返還金 627
								23 償還金 、利子 及 び 割引料	627	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	629,437	5,772	635,209	3,975			1,797			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	61,270	23,080	84,350				23,080	2 給料	12,200	01 職員等人件費	23,080	
								3 職員手当等	6,750		2 一般職給料	12,200
								4 共済費	4,130		3 扶養手当	620
										3 通勤手当	300	
										3 管理職手当	1,230	
										3 期末手当	2,920	
										3 勤勉手当	1,680	
										4 共済組合負担金	3,740	
										4 共済組合追加費用等	390	
4 歩崎公園管理費	44,430	4,683	49,113				4,683	13 委託料	3,683	03 歩崎公園管理運営事業	4,683	
								22 補償、補填及び賠償金	1,000	13 歩崎公園トイレ基本・実施設計業務委託	3,683	
										22 工作物等移転補償	1,000	
計	298,548	27,763	326,311				27,763					

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	82,278	7,210	89,488				7,210	2 給料	3,950	01 職員等人件費	7,210	
								3 職員手当等	1,880		2 一般職給料	3,950
								4 共済費	1,380		3 扶養手当	390
3 通勤手当	30											
3 期末手当	980											
3 勤勉手当	480											
4 共済組合負担金	1,160											
								4 共済組合追加費用等	220			
計	82,278	7,210	89,488				7,210					

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁 新設改良 費	170, 738	60, 398	231, 136		44, 700		15, 698	13 委託料	8, 000	05 市道整備事業（政策）	60, 398	
								15 工 事 請負費	49, 700		13 道路改良等設計委託	2, 000
								17 公有財 産購入 費	423		13 調整池測量調査設計業務委 託	6, 000
											15 道路舗装補修工事	49, 700
										17 道路敷取得費	423	
											22 物件等補償	2, 275

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								22 補償、 補 填 及 び 賠償金	2,275	
計	456,886	60,398	517,284		44,700		15,698			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画 総 務 費	1,141,253	14,200	1,155,453				14,200	3 職 員 手当等	140	01 職員等人件費 230
								4 共済費	90	3 管理職手当 140
								28 繰出金	13,970	4 共済組合追加費用等 90
										07 下水道事業特別会計繰出事業 13,970
										28 下水道事業特別会計繰出金 13,970
3 街路事業 費	265,700	120,000	385,700	85,250	33,000		1,750	15 工 事 請負費	120,000	03 街路整備事業（政策） 120,000
										15 神立停車場線道路整備工事 120,000
計	1,423,241	134,200	1,557,441	85,250	33,000		15,950			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防 費	679,725	11,240	690,965				11,240	2 給 料	4,740	01 職員等人件費 11,240
								3 職 員 手当等	2,530	2 消防職給料 4,740
								4 共済費	3,970	3 通勤手当 680
										3 住居手当 1,600
										3 管理職手当 250
										4 共済組合負担金 2,200
										4 共済組合追加費用等 1,770
計	1,072,310	11,240	1,083,550				11,240			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	101,285	160	101,445				160	3 職 員 手当等	60	01 職員等人件費 160
								4 共済費	100	3 通勤手当 60
										4 共済組合追加費用等 100
計	207,203	160	207,363				160			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

3 小学校整 備 費	91,113	495	91,608				495	8 報償費	495	15 千代田中学校区統合小学校環境 整備事業（政策） 495
										8 千代田中学校区統合小学校 整備基本計画策定委員謝礼 495
計	467,553	495	468,048				495			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 公民館費	73,418	17,500	90,918	11,670			5,830	2 給 料	670	01 職員等人件費 1,500 2 一般職給料 670 3 扶養手当 80 3 管理職手当 430 4 共済組合負担金 240 4 共済組合追加費用等 80 22 霞ヶ浦公民館管理事業（政策） 16,000 15 公民館研修室防音改修工事 6,080 15 公民館視聴覚室機器更新工事 9,920
								3 職 員 手当等	510	
								4 共済費	320	
								15 工 事 請負費	16,000	
4 図書館費	38,639	110	38,749				110	3 職 員 手当等	70	01 職員等人件費 110 3 管理職手当 30 3 期末手当 30 3 勤勉手当 10 4 共済組合負担金 20 4 共済組合追加費用等 20
								4 共済費	40	
5 歴 史 博物館費	47,063	26,192	73,255	6,609			19,583	2 給 料	9,410	01 職員等人件費 17,130 2 一般職給料 9,410 3 扶養手当 450 3 通勤手当 150 3 管理職手当 450 3 期末手当 2,340 3 勤勉手当 1,410 4 共済組合負担金 2,660 4 共済組合追加費用等 260 03 歴史博物館管理運営事業（政策） 9,062 15 歴史博物館舗装等工事 9,062
								3 職 員 手当等	4,800	
								4 共済費	2,920	
								15 工 事 請負費	9,062	
計	248,161	43,802	291,963	18,279			25,523			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育 総 務 費	48,531	1,580	50,111				1,580	2 給 料	620	01 職員等人件費 1,580
								3 職 員 手当等	920	2 一般職給料 620
								4 共済費	40	3 通勤手当 190
										3 管理職手当 550
										3 期末手当 150
										3 勤勉手当 30
										4 共済組合追加費用等 40
計	133,456	1,580	135,036				1,580			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職 (単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	6,900 (3.15)	2,308	32,212	6,178	38,390
	議 員	16	52,620		16,389 (3.15)		69,009	20,789	89,798
	その他の特別職	1,665	104,570				104,570	635	105,205
	計	1,684	157,190	23,004	23,289	2,308	205,791	27,602	233,393
補 正 前	長 等	3		23,004	6,900 (3.15)	2,308	32,212	6,178	38,390
	議 員	16	52,620		16,389 (3.15)		69,009	20,789	89,798
	その他の特別職	1,665	104,570				104,570	635	105,205
	計	1,684	157,190	23,004	23,289	2,308	205,791	27,602	233,393
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一 般 職
(1) 総 括 (単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	379		1,508,406	1,029,479	2,537,885	470,072	3,007,957
補正前	371		1,463,306	995,659	2,458,965	449,402	2,908,367
比 較	8		45,100	33,820	78,920	20,670	99,590

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	48,091	354,797	230,422	17,736	25,298	56,042	4,093	51,338	2,050	31,424	7,663	198,743	1,782
	補正前	44,871	344,527	224,942	13,866	23,328	56,042	4,093	44,848	2,050	31,424	7,663	196,223	1,782
	比 較	3,220	10,270	5,480	3,870	1,970			6,490				2,520	

議案第41号

平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,835,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		572,370	6,562	578,932
	1 一般会計繰入金	422,370	6,562	428,932
10 繰越金		1	2,259	2,260
	1 繰越金	1	2,259	2,260
歳入合計		5,827,000	8,821	5,835,821

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸 支 出 金		5,064	8,821	13,885
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,062	8,821	13,883
歳 出 合 計		5,827,000	8,821	5,835,821

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,114,092	0	1,114,092
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1,178,849	0	1,178,849
4 療養給付費交付金	82,825	0	82,825
5 前期高齢者交付金	1,328,771	0	1,328,771
6 県支出金	262,047	0	262,047
7 共同事業交付金	1,267,903	0	1,267,903
8 財産収入	9	0	9
9 繰入金	572,370	6,562	578,932
10 繰越金	1	2,259	2,260
11 諸収入	19,133	0	19,133
歳入合計	5,827,000	8,821	5,835,821

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	42,075	0	42,075				
2 保 険 給 付 費	3,488,212	0	3,488,212				
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	637,870	0	637,870				
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,320	0	2,320				
5 老 人 保 健 拠 出 金	14	0	14				
6 介 護 納 付 金	247,249	0	247,249				
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,343,117	0	1,343,117				
8 保 健 事 業 費	46,070	0	46,070				
9 基 金 積 立 金	9	0	9				
10 諸 支 出 金	5,064	8,821	13,885				8,821
11 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	5,827,000	8,821	5,835,821				8,821

2歳入

(款) 9繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	422,370	6,562	428,932	1一般会計繰入金	6,562	その他
計	422,370	6,562	428,932			

(款) 10繰越金

(項) 1繰越金

1繰越金	1	2,259	2,260	1その他の繰越金	2,259	前年度繰越金
計	1	2,259	2,260			

3 歳 出

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 償 還 金	1	8,821	8,822				8,821	23 償還金、利子及び割引料	8,821	01 償還事業 23 国庫負担金等返還金	8,821 8,821
計	5,062	8,821	13,883				8,821				

議案第42号

平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,158,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		605,233	13,970	619,203
	1 一般会計繰入金	605,233	13,970	619,203
歳入合計		1,145,000	13,970	1,158,970

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		526,927	13,970	540,897
	1 下水道管理費	405,769	13,970	419,739
歳出合計		1,145,000	13,970	1,158,970

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款				補正前の額	補正額	計
1	分	担	金 及 び 負 担 金	8,210	0	8,210
2	使	用	料 及 び 手 数 料	336,155	0	336,155
3	国	庫	支 出 金	4,300	0	4,300
4	繰		入 金	605,233	13,970	619,203
5	繰		越 金	5,000	0	5,000
6	諸		収 入	9,402	0	9,402
7	市		債	176,700	0	176,700
歳 入 合 計				1,145,000	13,970	1,158,970

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下 水 道 費	526,927	13,970	540,897				13,970
2 公 債 費	613,073	0	613,073				
3 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	1,145,000	13,970	1,158,970				13,970

2歳入

(款) 4繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	605,233	13,970	619,203	1一般会計繰入金	13,970	一般会計繰入金
計	605,233	13,970	619,203			

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 下 水 道 総 務 費	63,535	13,970	77,505				13,970	2 給 料	7,170	01 職員等人件費 13,970 2 一般職給料 7,170 3 扶養手当 140 3 通勤手当 350 3 管理職手当 540 3 期末手当 1,570 3 勤勉手当 910 3 退職手当 970 3 児童手当 120 4 共済組合負担金 1,980 4 共済組合追加費用等 220
								3 職 員 手当等	4,600	
								4 共済費	2,200	
計	405,769	13,970	419,739				13,970			

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	8		31,422	21,056	52,478	9,944	62,422
補正前	6		24,252	16,576	40,828	7,744	48,572
比 較	2		7,170	4,480	11,650	2,200	13,850

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	1,292	7,386	4,713	324	751	1,320		962				4,245	63
	補正前	1,152	5,816	3,803	324	401	1,320		422				3,275	63
	比 較	140	1,570	910		350			540				970	

議案第43号

平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ445,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		285,684	190	285,874
	1 一般会計繰入金	285,684	190	285,874
歳入合計		445,000	190	445,190

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		174,319	190	174,509
	1 農業集落排水事業費	174,319	190	174,509
歳出 合計		445,000	190	445,190

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款				補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金			2,900	0	2,900
2	使用料及び手数料			78,633	0	78,633
3	県費支出金			1,080	0	1,080
4	財産収入			1	0	1
5	繰入金			285,684	190	285,874
6	繰越金			3,000	0	3,000
7	諸収入			2	0	2
8	市債			73,700	0	73,700
歳入合計				445,000	190	445,190

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	174,319	190	174,509				190
2 公 債 費	267,681	0	267,681				
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	445,000	190	445,190				190

2歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	285,684	190	285,874	1 一般会計繰入金	190	一般会計繰入金
計	285,684	190	285,874			

3 歳 出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 施設管理費	174,319	190	174,509				190	3 職 員 手当等	180	01 職員等人件費 190 3 児童手当 180
								4 共済費	10	4 共済組合追加費用等 10
計	174,319	190	174,509				190			

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	1		2,282	1,715	3,997	676	4,673
補正前	1		2,282	1,715	3,997	666	4,663
比 較						10	10

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	156	529	346		86	290						308	
	補正前	156	529	346		86	290						308	
	比 較													

議案第44号

平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,405,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		525,260	288	525,548
	1 一般会計繰入金	525,259	288	525,547
歳入合計		3,405,000	288	3,405,288

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		1,004	288	1,292
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002	288	1,290
歳 出 合 計		3,405,000	288	3,405,288

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	758,214	0	758,214
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	722,271	0	722,271
4 支払基金交付金	900,403	0	900,403
5 県支出金	482,399	0	482,399
6 財産収入	50	0	50
7 繰入金	525,260	288	525,548
8 繰越金	1,000	0	1,000
9 諸収入	5,303	0	5,303
10 介護サービス収入	10,000	0	10,000
歳入合計	3,405,000	288	3,405,288

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	107,917	0	107,917				
2 保 険 給 付 費	3,206,076	0	3,206,076				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	49,989	0	49,989				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,525	0	14,525				
6 基 金 積 立 金	15,488	0	15,488				
7 諸 支 出 金	1,004	288	1,292				288
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,405,000	288	3,405,288				288

2歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 その他一般会計繰入金	112,918	288	113,206	2 事務費繰入金	288	事務費繰入金
計	525,259	288	525,547			

3歳出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 償 還 金	1	288	289				288	23 償還金、利子及び割引料	288	01 国庫支出金等返還事業 23 国庫支出金等返還金	288 288
計	1,002	288	1,290				288				

議案第 4 5 号

平成 2 9 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 2 9 年度かすみがうら市の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 平成 2 9 年度かすみがうら市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	5 6 8， 6 3 3 千円	1， 9 5 5 千円	5 7 0， 5 8 8 千円
第 1 項 建設改良費	3 0 7， 6 6 5 千円	1， 9 5 5 千円	3 0 9， 6 2 0 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1） 職員給与費 5 8， 8 8 1 千円

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 29 年度 かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

（ 1 ） 資 本 的 収 入 及 び 支 出

（ 支 出 ）

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			568,633	1,955	570,588	
	1 建設改良費		307,665	1,955	309,620	
		1 配水施設工事費	187,949	1,955	189,904	

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	63	25,436	0	17,062	42,561	7,851	50,412
	資本勘定支弁職員		1	0	4,588	0	2,527	7,115	1,354	8,469
	合 計		7	63	30,024	0	19,589	49,676	9,205	58,881
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	63	25,436	0	17,062	42,561	7,851	50,412
	資本勘定支弁職員		1	0	3,452	0	2,096	5,548	966	6,514
	合 計		7	63	28,888	0	19,158	48,109	8,817	56,926
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員		0	0	1,136	0	431	1,567	388	1,955
	合 計		0	0	1,136	0	431	1,567	388	1,955

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	971	822	120	0	447	0	653	0	0
	補 正 前	971	822	120	0	387	0	653	0	0
	比 較	0	0	0	0	60	0	0	0	0
	区 分	期末勤勉手当	退職手当組合 負担金							合 計
	補 正 後	8,565	4,893							16,471
	補 正 前	8,214	4,873							16,040
	比 較	351	20							431

議案第 4 6 号

平成 2 8 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 8 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 4 7 号

平成 2 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

平成 2 8 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 48 号

平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 49 号

平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 50 号

平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 5 1 号

平成 2 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 8 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透



平成 28 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計歳入
歳出決算及び基金運用状況審査意見書

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 49 号
平成 29 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 瀧ヶ崎
かすみがうら市監査委員 古 川
かすみがうら市監査委員 小松崎



平成 28 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に
付された平成 28 年度かすみがうら市各会計(一般会計・5 特別会計)歳入歳出決
算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果に
ついて、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

平成 28 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
平成 28 年度かすみがうら市財産に関する調書
平成 28 年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
平成 28 年度かすみがうら市決算付属書類

第2 審査の期間

平成 29 年 6 月 1 日(木)から 8 月 17 日(木)まで

第3 審査の方法

提出された、平成 28 年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、関係職員から説明を聴取し、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているかについての審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成 28 年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、おおむね適正に表示されているものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善を要するもののほかは、所期の目的に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

- 1 本文の金額は、原則として四捨五入の方法により千円単位とした。
- 2 比率は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入した。

第5 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

平成 28 年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、
次表のとおりである。(単位：千円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	17,946,262	17,520,530	16,659,980	860,550
特別会計	11,598,674	11,283,558	11,186,166	97,392
合 計	29,544,936	28,804,088	27,846,146	957,942

(2) 決算収支

各会計別の決算収支状況は、次表のとおりである。(単位：千円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計	17,520,530	16,659,980	860,550	103,844	756,706
国民健康保険 特別会計	5,787,402	5,785,142	2,260	0	2,260
後期高齢者 医療特別会計	700,753	697,832	2,921	0	2,921
下水道事業 特別会計	1,094,654	1,071,221	23,433	433	23,000
農業集落排水 事業特別会計	443,275	434,861	8,414	0	8,414
介護保険 特別会計	3,257,474	3,197,110	60,364	0	60,364
合 計	28,804,088	27,846,146	957,942	104,277	853,665

形式収支額は、9 億 5,794 万 2 千円で、このうち翌年度へ繰越すべき財源 1 億 427 万 7 千円を差し引いた実質収支額は 8 億 5,366 万 5 千円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

予算の執行状況(歳入)は、次表のとおりである。

【歳 入】

(単位：千円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	17,946,262	17,998,067	17,520,530	97.6%	97.3%
国民健康保険 特別会計	5,900,821	6,186,510	5,787,402	98.1%	93.5%
後期高齢者 医療特別会計	699,082	704,854	700,753	100.2%	99.4%
下水道事業 特別会計	1,123,618	1,166,998	1,094,654	97.4%	93.8%
農業集落排水 事業特別会計	447,729	456,156	443,275	99.0%	97.2%
介護保険 特別会計	3,427,424	3,305,630	3,257,474	95.0%	98.5%
合 計	29,544,936	29,818,215	28,804,088	97.5%	96.6%

歳入決算額は288億408万8千円で、予算現額295億4,493万6千円に対する収入割合は、97.5%となっている。また、調定額298億1,821万5千円に対する収入割合は96.6%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	17,998,067	17,520,530	42,540	434,997	97.3%
国民健康保険 特別会計	6,186,510	5,787,402	59,983	339,125	93.5%
後期高齢者 医療特別会計	704,854	700,753	777	3,324	99.4%
下水道事業 特別会計	1,166,998	1,094,654	0	72,344	93.8%
農業集落排水 事業特別会計	456,156	443,275	0	12,881	97.2%
介護保険 特別会計	3,305,630	3,257,474	9,982	38,174	98.5%
合 計	29,818,215	28,804,088	113,282	900,845	96.6%

調定額は298億1,821万5千円で、収入済額は288億408万8千円であり、
不納欠損額は1億1,328万2千円、収入未済額は9億84万5千円であった。

不納欠損額及び収入未済額の科目毎の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,799,872	2,672,964	17,835	109,073
	固定資産税	2,627,740	2,483,106	22,052	122,582
	軽自動車税	124,096	113,242	1,236	9,618
	負担金	230,962	225,943	1,144	3,875
	国庫補助金	946,787	761,314	0	185,473
	貸付金 元利収入	16,274	16,001	273	0
	雑 入	225,036	220,660	0	4,376
会計小計		17,998,067	17,520,530	42,540	434,997
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,534,859	1,136,110	59,983	338,766
	雑 入	20,210	19,851	0	359
会計小計		6,186,510	5,787,402	59,983	339,125
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	261,176	257,075	777	3,324
会計小計		704,854	700,753	777	3,324

前表続き

(単位：千円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
下水道事業 特別会計	分担金	10,243	1,080	0	9,163
	負担金	30,314	5,350	0	24,964
	使用料	373,799	335,782	0	38,017
	県補助金	500	300	0	200
会計小計		1,166,998	1,094,654	0	72,344
農業集落排水 事業特別会計	分担金	11,087	1,466	0	9,621
	使用料	82,201	78,941	0	3,260
会計小計		456,156	443,275	0	12,881
介護保険 特別会計	介護保険料	812,074	764,459	9,982	37,633
	雑 入	9,427	8,886	0	541
会計小計		3,305,630	3,257,474	9,982	38,174
合 計		29,818,215	28,804,088	113,282	900,845

不納欠損額は1億1,328万2千円で、主なものは、国民健康保険税5,998万3千円、固定資産税2,205万2千円、市民税1,783万5千円である。

収入未済額は9億84万5千円で、主なものは、国民健康保険税3億3,876万6千円、固定資産税1億2,258万2千円、市民税1億907万3千円である。

予算の執行状況(歳出)は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：千円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	17,946,262	16,659,980	729,716	556,566	92.8%
国民健康保険 特別会計	5,900,821	5,785,142	0	115,679	98.0%
後期高齢者 医療特別会計	699,082	697,832	0	1,250	99.8%
下水道事業 特別会計	1,123,618	1,071,221	29,033	23,364	95.3%
農業集落排水 事業特別会計	447,729	434,861	0	12,868	97.1%
介護保険 特別会計	3,427,424	3,197,110	0	230,314	93.3%
合 計	29,544,936	27,846,146	758,749	940,041	94.3%

歳出決算額は278億4,614万6千円で、予算現額295億4,493万6千円に対する執行率は94.3%となっている。

翌年度への繰越額は7億5,874万9千円で、不用額は9億4,004万1千円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 175 億 2,053 万円で調定額に対する収入率は 97.3%となっており、歳出決算額は 166 億 5,998 万円で予算額に対する執行率は 92.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）8 億 6,055 万円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 384 万 4 千円を控除した実質収支額は 7 億 5,670 万 6 千円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、市民税（個人 98.7%・法人 99.8%）、固定資産税 98.4%、軽自動車税 96.2%となっているが、滞納繰越分の収納率は、市民税（個人 31.3%・法人 38.0%）、固定資産税 32.1%、軽自動車税 23.4%となっており各税とも滞納繰越額の削減の徹底が望まれる。

また、当該年度において、市民税 1,783 万 5 千円、固定資産税 2,205 万 2 千円、軽自動車税 123 万 6 千円、児童福祉費負担金 114 万 4 千円、社会福祉施設整備資金等貸付金収入 27 万 3 千円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 57 億 8,740 万 2 千円で調定額に対する収入率は 93.5%となっており、歳出決算額は 57 億 8,514 万 2 千円で予算額に対する執行率は 98.0%となっている。歳入歳出差引額は 226 万円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 91.3%、後期高齢者支援金分 91.1%、介護納付金分 87.4%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 96.2%、後期高齢者支援金分 96.1%、介護納付金分 96.3%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 22.8%、後期高齢者支援金分 23.5%、介護納付金分 23.4%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 44.2%、後期高齢者支援金分 52.9%、介護納付金分 45.3%となっており、一層の収納努力が必要である。

なお、当該年度において、一般被保険者国民健康保険税 5,750 万円、退職被保険者等国民健康保険税 248 万 3 千円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 7 億 75 万 3 千円で、調定額に対する収入率は 99.4%となっており、歳出決算額 6 億 9,783 万 2 千円で予算額に対する執行率は 99.8%となっている。歳入歳出差引額は 292 万 1 千円となっている。

(4) 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計は、歳入決算額 10 億 9,465 万 4 千円で調定額に対する収入率は 93.8%となっており、歳出決算額は 10 億 7,122 万 1 千円で予算額に対する執行率は 95.3%となっている。歳入歳出差引額 2,343 万 3 千円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 43 万 3 千円を控除した実質収支額は 2,300 万円となっている。

現年度分の分担金、負担金、使用料(公共下水道、特定環境保全公共下水道)の収納率は、それぞれ、分担金 100%、負担金 100%、使用料(公共 99.2%、特定環境 99.4%)となっている。滞納繰越分は、分担金 0.3%、負担金 0%、使用料(公共 3.6%、特定環境 17.0%)と低迷しており、一層の収納努力が必要である。

(5) 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額 4 億 4,327 万 5 千円で調定額に対する収入率は 97.2%となっており、歳出決算額は 4 億 3,486 万 1 千円で予算額に対する執行率は 97.1%となっている。歳入歳出差引額は 841 万 4 千円となっている。

なお、供用開始となった区域において加入率が 70%台のところがある。健全な運営のため、早期の加入促進を図る必要がある。

(6) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額 32 億 5,747 万 4 千円で調定額に対する収入率は 98.5%となっており、歳出決算額は 31 億 9,711 万円で予算額に対する執行率は 93.3%となっている。歳入歳出差引額は 6,036 万 4 千円となっている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

当年度0.61、前年度0.63、前々年度0.63と、横ばいの状況であったものから0.02ポイント減少している。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。当年度は95.1%で、前年度94.9%に比べ0.2%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

当年度は91.7%で、前年度90.9%に比べ、0.8%増加している。なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は85.9%で、前年度84.2%に比べ1.7%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

当年度は6.9%で、前年度4.2%に比べ、2.7%増加している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

当年度は10.9%で、前年度10.7%に比べ、0.2%増加している。

第6 財産に関する調書

(1) 土地、建物等

公有財産の土地は、霞ヶ浦地区の旧小学校6校分の用途廃止により112,714 m²の財産区分の変更をしているが、年度中の増減はなく、平成28年度末現在高は1,336,382 m²となっている。

建物の延床面積は、下稻吉小学校建て替えや教職員住宅の解体等に伴い521 m²減少したことにより、平成28年度末現在高は130,458 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、平成28年度末現在高は80,419 m²となっている。

(2) 出資による権利

出資金は、茨城県信用保証協会出捐金が151万円の増額、茨城県信用保証協会寄託金が40万円の増額となった。また、新たに株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーへ500万円出資したことにより、平成28年度末現在高は7,946万7千円となっている。

(3) 物品

物品は車両及び船舶で、年度内に公用車を5台購入し11台廃車したことにより、平成28年度末現在高は前年度末より6台減少し146台となっている。

(4) 債権

債権は、高齢者住宅整備資金のみであったが、年度内に27万3千円全額を不納欠損処分したため消滅している。

(5) 基金

基金は、前年度末16ある基金のうち1基金(国民健康保険出産費資金貸付基金)を廃止したため、平成28年度末の基金数は15基金となっている。

前年度末現在高は68億4,945万2千円で、年度内に減債基金(6億9,647万円増)など6つの基金で7億2,635万1千円増加している。また、土地開発基金(2億9,993万7千円減)など7つの基金で3億6,781万5千円減少したことにより、平成28年度末現在高は72億798万8千円となっている。

第7 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

(1) 財政状況について

平成 28 年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は 6.9%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については 10.9%（対前年度比 0.2%増）。将来負担比率については 68.2%（対前年度比 8.1%減）と、ともに早期健全化基準を大きく下回っており財政の健全性は保たれている。

しかし、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて 0.8%増加し 91.7%となっている。80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされている。一般財源の伸びが見込めない中、今後とも歳入の確保及び経常的経費の削減に努め、財政構造の弾力性の向上に努められたい。

(2) 財源の確保

①収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で 4 億 3,499 万 7 千円（対前年度比 8.5%減）、特別会計で 4 億 6,584 万 8 千円（対前年度比 9.5%減）となっている。

一般会計のうち主なものは、市税で 2 億 4,127 万 3 千円、特別会計のうち主なものは、国民健康保険税で 3 億 3,876 万 6 千円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付の実施、差押物件の公売、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前述のとおり、納税相談体制の充実を図るなどの対応により、年々収入未済額の縮減に努められているところではあるが、今後とも収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、使用料及び分担金等の収入未済額は 8,502 万 5 千円となっている。各種債権における、滞納の長期化・高額化を防止するため初期段階での対応を図るとともに収入未済額の縮減に努められたい。

②不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で4,254万円、特別会計で7,074万2千円となっている。

一般会計の主なものは、市税4,112万3千円(対前年度比1.5%減)、特別会計の主なものは、国民健康保険税5,998万3千円(対前年度比9.8%増)となっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められたが、毎年1億円以上が不能欠損されており依然として多額である。今後ともこの取扱いについては、慎重な配慮を望むものである。

(3) 予算の適正執行

①予算及び事業の適正執行

予算の執行については、今後とも条例や規則等に基づいた適正な事務処理を望むとともに、財源の効率的な活用を図る観点から早期の予算執行に心掛けられたい。

なお、翌年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で7億2,971万6千円、下水道事業特別会計繰越明許費で2,903万3千円が翌年度へ繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないように効率的な予算執行に努められたい。

②多額の不用額の解消

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、9億4,004万1千円(対前年度比1億5,344万円増)となっている。

その要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金などが考えられるが、中には見積もりが過大なものが散見される。計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかな補正予算により限りある予算の有効活用にも努められたい。

また、本年度は前年度繰越明許繰越額の不用額が多く見られた。その多くは、未契約事業の繰越後の契約確定に伴う契約差金である。事情により未契約で繰越が必要となった場合は、その繰越事業費を充分精査したうえで繰越手続きを進められたい。

③財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、経験的におおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。本年度の実質収支比率

は 6.9%と、改善の兆しが見えた昨年度の 4.2%より 2.7%上昇している。その額は、7 億 5,670 万 6 千円（前年度 4 億 5,489 万 1 千円）と多額となっており、一般的に望ましいとされる額 3 億円～5 億円（標準財政規模の 3%～5%）程度を大幅に上回っている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として活用されていなかったことと言える。

常に歳入歳出執行額の把握に努め、新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

④補助金について

各種補助金については、補助対象事業の目的、公益性、必要性、効果、活動状況等を充分精査検証し執行されていると思われるが、中に多額の繰越金（市補助金以上の繰越金）が生じている団体が見受けられる。それらの団体に対する補助金については、その必要性を充分精査・検証されたい。

（４）適正な事務処理

平成 28 年度は、民間団体より受任している会計事務処理において、支払い遅延という遺憾な事態が発生した。公金の管理に著しく適性を欠き、法令等に違反するものである。

二度とこのような事態が生じないよう、職員の意識向上、事務執行体制の強化等により、公金の適正な管理と厳格な事務処理に努められたい。

第8 結びに

我が国の景気は、緩やかに回復し始めている。企業部門では、収益環境の改善が持続、製造業も昨年半ばからの増産傾向が持続している。家計部門でも個人消費に回復の兆しが見え始めている。雇用環境は非製造業を中心に、人手不足感が強く、今後も良好な状況の継続が見込まれる。しかし、米国の保護主義的な貿易政策やドル安志向、英国の EU 離脱問題など世界経済の先行きの不確実性が高まっており、円高への懸念が払拭できない状況にあり、今後の景気下振れリスクは依然として存在している状況にあるといえる。加えて少子高齢社会への対応など日本経済は厳しい状況下にある。

本市の財政状況を見てみると、市税において、前年度の税収の落ち込み分は回復したものの、歳入全体に占める割合は依然低い水準での推移である。また、歳出の中心となる社会保障費においては、年々増加の一途をたどっている状況にあり、依然として厳しい状況にあるものと思慮される。

このような中、平成 28 年度決算を見ると、市民福祉の向上に向けた各種施策の実施や市道整備事業、神立停車場線整備事業、神立駅周辺整備事業、小・中学校統合に伴う校舎等整備事業などハード事業が実施され各種施策が展開されていることがうかがえる。特に、平成 28 年度は、平成 27 年度に策定された「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業の推進が強く望まれていた年度でもあり、サイクリングプログラムを核とした地域活性化 DM0 推進事業、若者の定住率の向上を目指した子どもミライプロジェクト等が実施された。今後とも更なる具体的な事業の展開が期待されるところである。

平成 28 年度決算については、前述の意見・指摘事項はあるものの、歳入予算の確保と歳出予算の計画的・効率的な執行に努力が払われており、予算はおおむね適正に執行されていたと認められる。

市民の行政に対する期待は大きく、ますます行政需要は増大するものと思われる、市民のニーズを的確に把握し施策の選択を図り、効率的・効果的に事業を推進され、安定した市民生活の確立と地域の発展に向けた努力を期待するものである。

最後に、今後とも限られた財源の中で、これまで以上に厳しい行財政運営が求められるなか、職員一丸となって市民サービスの向上に取り組まれるよう強く望むものである。

議案第 5 2 号

平成 2 8 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

平成 2 8 年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透



平成 28 年度

かすみがうら市水道事業会計決算審査意見書

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 50 号
平成 29 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 瀧ヶ崎
かすみがうら市監査委員 古 川
かすみがうら市監査委員 小松崎



平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計決算

第 2 審査の期間

平成 29 年 6 月 1 日(木)から 8 月 17 日(木)まで

第 3 審査の方法

提出された、かすみがうら市水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、計数も正確で、経営状況及び財政状況は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

予算の執行状況は、後述の意見のとおり一層改善を要するもののほかは、所期の目的に従いおおむね適正に執行されていると認められた。なお、企業会計の経理は、官庁会計の単式簿記と異なり複式簿記を取り入れており諸帳簿類への記帳が複雑である。今後とも適正な事務の執行に配慮されたい。

運営は公営企業本来の目的である公衆衛生の向上と生活環境の改善に配慮して行なわれているものと認められた。

第5 審査の意見

1 業務状況について

事 項	単位	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
行政区域内人口	人	42,545	42,866	△321
年度末給水人口	人	40,357	40,053	304
普及率	%	94.9	93.4	1.5
年間総配水量	m ³	4,374,126	4,431,650	△57,524
年間総有収水量	m ³	3,761,073	3,797,269	△36,196
有収率	%	86.0	85.7	0.3
一日一人平均給水量	ℓ	255	259	△4

本年度の業務状況は、上表のとおりである。また本年度末の普及状況は、給水人口 40,357 人、普及率 94.9%となっている。

前年度との比較においては、給水人口は 304 人の増加、普及率は 1.5%の増加となっている。

年間総配水量は 4,374,126 m³となっており 57,524 m³(1.3%)の減少、年間総有収水量は 3,761,073 m³となっており 36,196 m³(1.0%)の減少、結果、有収率は 86.0%となり 0.3%の改善となっている。

2 経営状況について

収益的収入及び支出における、水道事業収益は 9 億 9,613 万 5 千円(税抜き)で対前年度と比較し 2,581 万 3 千円の減少となった。

水道事業費は 9 億 4,257 万 2 千円(税抜き)で前年度と比較し 365 万円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益 8 億 8,451 万 7 千円(税抜き)、営業外収益 1 億 1,161 万 8 千円(税抜き)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、実に水道事業収益の 88.8%を占めている。その中で最も主要な給水収益は、昨年 1 月に実施した水道料金改定の影響をもろに受け昨年度より 3,518 万 4 千円の減少、率にして

4.1%の減少となっている。

次に、水道事業費は営業費用が8億6,570万4千円で144万4千円の増加となった。その主な要因は、総係費、減価償却費が減少したものの、用水及び浄水費、配水及び給水費及び施設の休止に伴い計上した資産減耗費が増加したことが要因といえる。

営業外費用は7,671万6千円(税抜き)の決算となっており昨年度より524万6千円削減された。その要因は支払利息の減少である。

以上のことにより、当年度の純利益は5,356万3千円となり、昨年度より2,216万3千円の減少となった。

また、本年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比300万円減)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が1億4,110万円(税抜き)で、支出は4億6,793万3千円(税抜き)である。収入は全額企業債を借入れている。支出は、建設改良費が1億9,284万9千円と企業債償還金2億7,508万4千円である。収入が支出に対し不足する額3億2,683万3千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填している。

3 キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュフロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは2億8,990万5千円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは1億9,284万9千円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは1億3,398万4千円のマイナスである。

このことは、本業の業績はおおむね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施していることを示しており、キャッシュ・フロー上から見る経営状況は比較的良好にあると想定されることを表している。

しかし、本年度末の資金残高をみると、前年度末より3,692万8千円の減少となった。この主な要因は、企業債によらない工事資材の支給によるものである。企業債に頼ることなく設備投資を永続的に行うことは資金の枯渇を招くこととなる。水道事業会計においては、常に資金残高を念頭にいれ企業経営にあたられたい。

第6 結びに

平成 28 年度決算は、料金改定の影響を受け当年度純利益が昨年度より 2,216 万 3 千円少ない 5,356 万 3 千円となった。この当年度純利益については、「公共的必要余剰^注」との認識のもと必要額の確保に努めることが求められている。

現在の水道事業のおかれている状況は、水道料金の改定による影響や少子高齢社会、人口減少などによる将来性の不確実さが増大している。また、施設の老朽化に伴う修繕や災害時の安定供給のため設備の更新など喫緊の課題も山積しており厳しい状況下にあるといえる。

以上のことより、今後も給水収益の大幅な増加は期待できない状況の中、今後の企業経営に当たって、次のことに留意し運営されるよう要望する。

- ① 安全で安心な水道水の供給は、水道水を享受する市民全員の願いでもある。将来にわたり安定的に水道事業経営を継続させるため、余剰経費の削減に努めるとともに、効率的で健全な水道事業の経営に努められたい。
- ② 水道料金の未収金について、負担の公平性の観点からも早期収納対策の一層の推進に努められたい。
- ③ 設備投資について、災害に対応出来る設備体制の構築に引き続き努められたい。また、400Km 以上に及ぶ導・配水管について、計画的な更新に努められたい。
- ④ 年間総配水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は、合併後最低と言われた昨年度よりは幾分改善はされたものの、依然として低水準（平成 28 年度 86.0%、平成 27 年度 85.7%、平成 26 年度 86.9%、平成 25 年度 89.1%）である。

この改善の為には、いかに漏水等の無効水量を減らすかにあると思慮される。本市の業務概況を基に計算すると「有収率 1%の改善」は「年間総配水量約 5 万 m³の削減」に匹敵することが算出される。現実的には、計算通りに行かないまでも「有収率の改善は、経営改善に直結する」ということを今一度認識され、有収率の向上について、引き続き鋭意努力されることを強く望むものである。

注：「公共的必要余剰」

水道事業会計の当年度純利益は、民間企業のような株主配当、役員賞与の支払い等の利益処分を必要としない剰余金であり、第 4 条予算の赤字を補填するために充当される余剰金、いわゆる「赤字補填財源」である。具体的には、配水管等の水道施設の更新、企業債償還金等の補填財源として資本的支出に充当される。

このことから、水道事業における当年度純利益は、公共的投資に必要とされている余剰金とされ、「公共的必要余剰」と言われている。

議案第 53 号

神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の負担等
に関する協定の締結について

神立駅周辺地区都市再生整備計画事業の整備に係る費用の負担等に関する協定の締結について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 神立駅自由通路及び神立駅橋上化の整備事業に係る費用の負担 |
| 2 | 工事箇所 | 土浦市神立中央一丁目の一部 |
| 3 | 協定金額 | 409,506,000 円以内で、当該整備事業に要する費用から国の社会資本整備総合交付金として土浦市が受け取る額を除いた額に 100 分の 30 を乗じて得た額 |
| 4 | 協定の相手方 | 土浦市 茨城県土浦市大和町 9 番 1 号
代表者 土浦市長 中 川 清 |

議案第 5 4 号

霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備の取得について

かすみがうら市立霞ヶ浦南小学校に配置する給食室厨房機器設備を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 件 名 | 霞ヶ浦南小学校給食室厨房機器設備購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 納入期限 | 平成 3 0 年 1 月 1 2 日 |
| 4 | 取得価格 | 3 0 , 7 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県土浦市大岩田 1 3 2 9 - 5
茨城アイホー調理機株式会社
代表取締役 大場 伝美 |

議案第 55 号

霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備の取得について

かすみがうら市立霞ヶ浦中学校に配置する給食室厨房機器設備を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 件 名 | 霞ヶ浦中学校給食室厨房機器設備購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 納入期限 | 平成 30 年 1 月 12 日 |
| 4 | 取得価格 | 39,895,200 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県土浦市大岩田 1329-5
茨城アイホー調理機株式会社
代表取締役 大場 伝美 |

議案第 56 号

救助工作車の取得について

かすみがうら市消防本部に配置する救助工作車を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 件 名 | 救助工作車購入 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 納入期限 | 平成 30 年 3 月 15 日 |
| 4 | 取得価格 | 154,733,792 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都千代田区神田須田町 1-16-5
帝商株式会社
代表取締役 峰 直人 |

議案第 57 号

市道路線の認定について

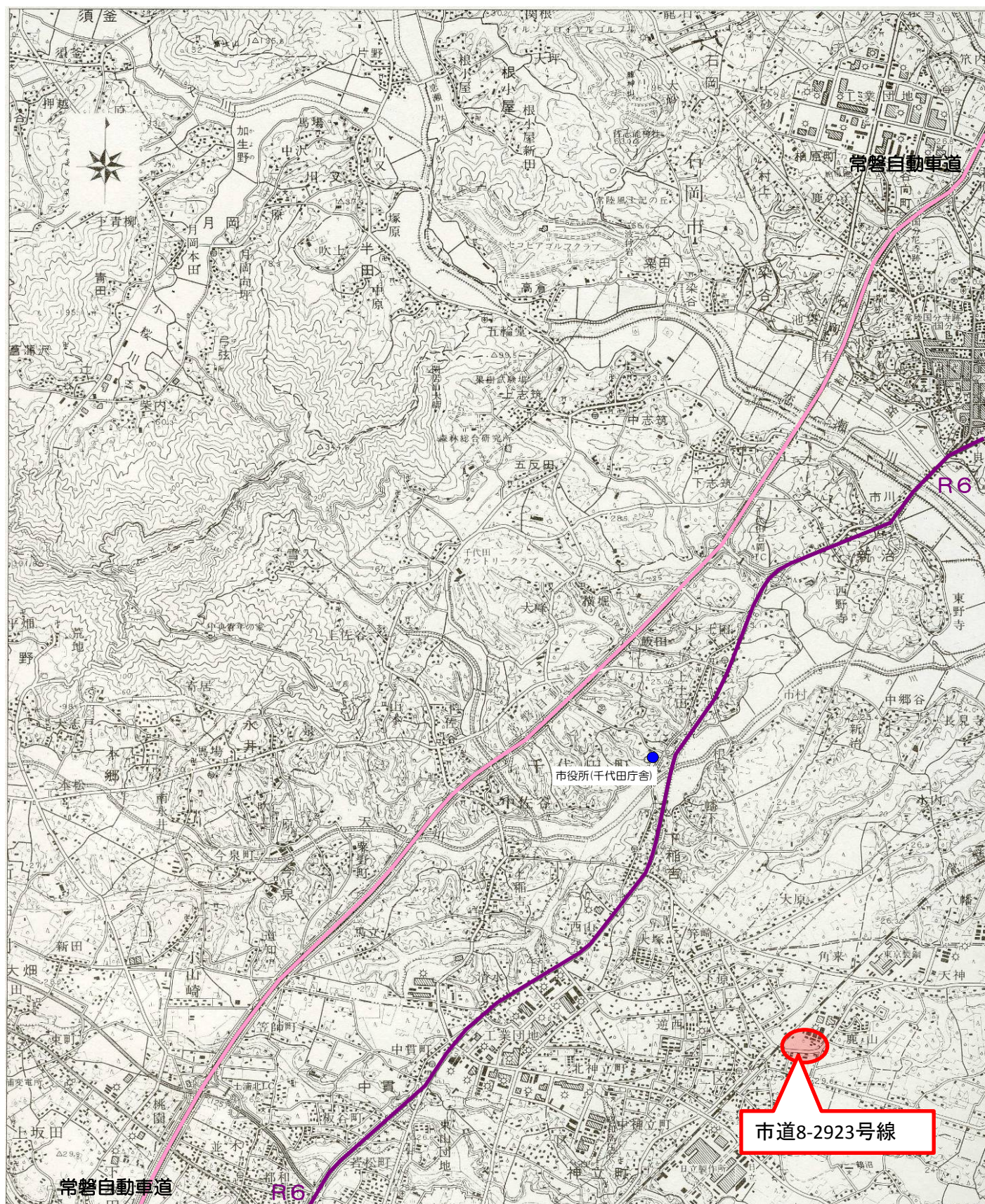
次のとおり、市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2923	下稲吉 2607 番 78	下稲吉 2607 番 83	5.00～9.54	54.77

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 58 号

市道路線の認定について

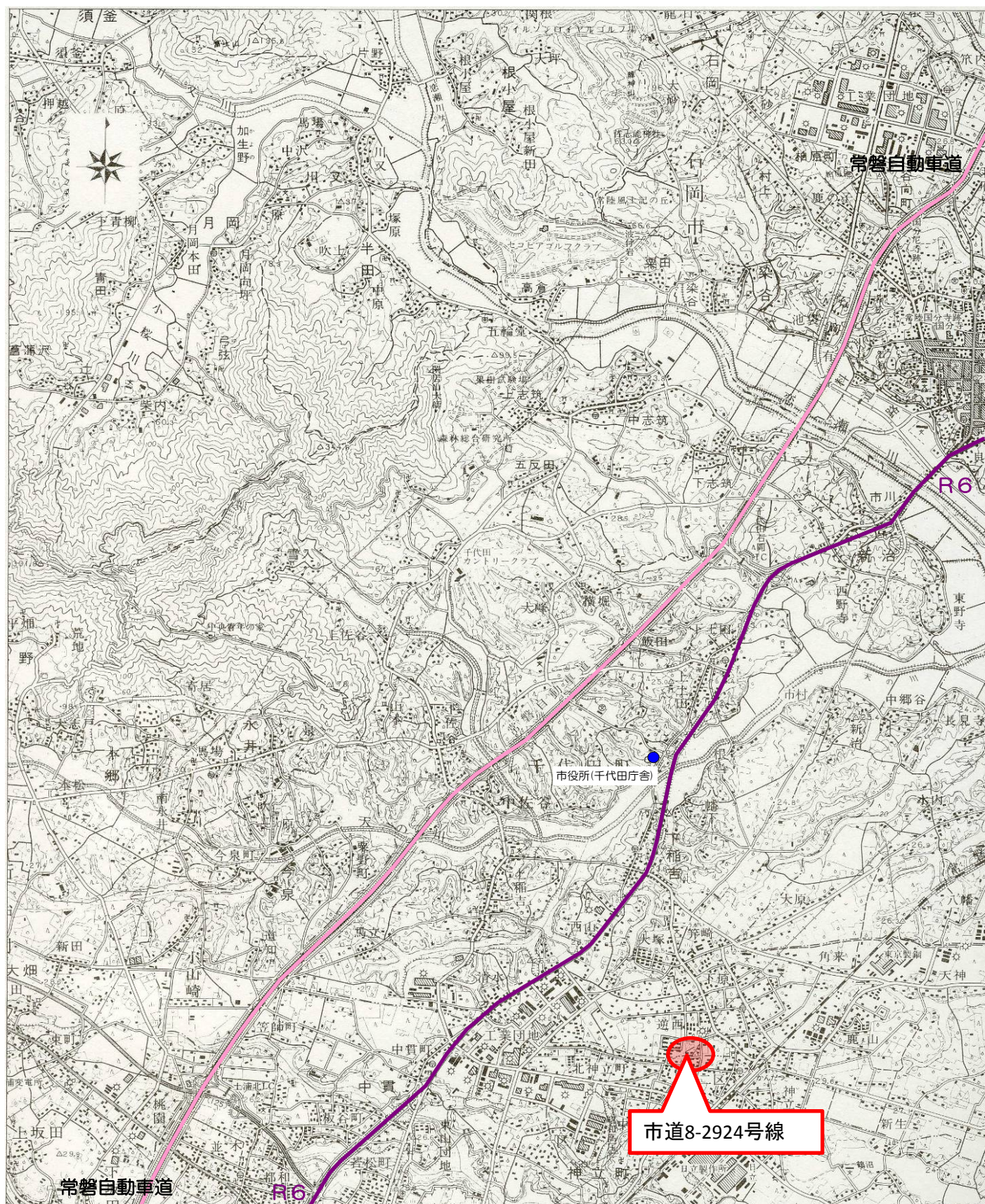
次のとおり、市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

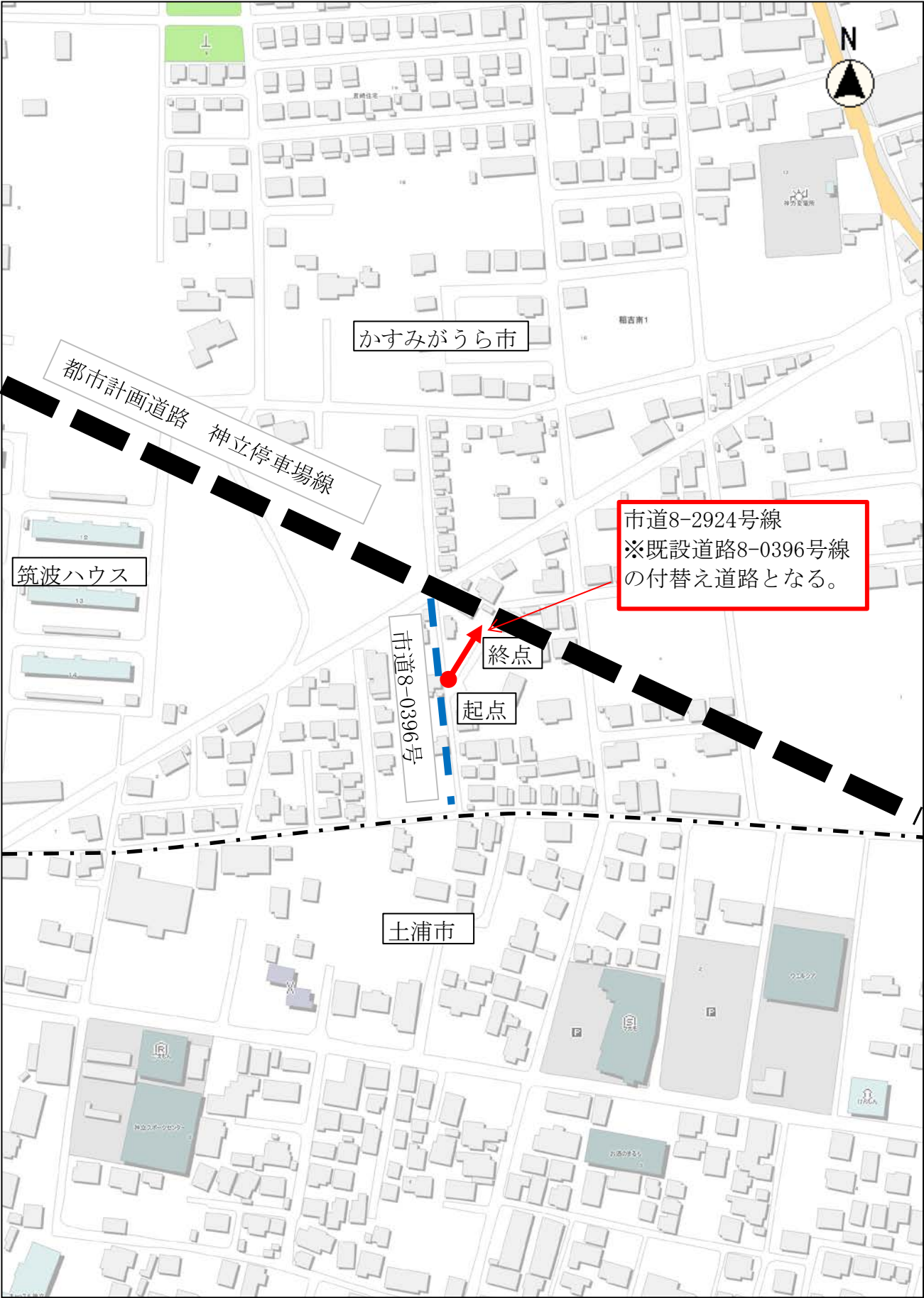
かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2924	下稲吉 3467 番 11	下稲吉 3467 番 5	5.00～8.40	33.00

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
(1週間の勤務時間) 第2条（略） 2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	(1週間の勤務時間) 第2条（略） 2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u>
3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、 <u>前2項</u> に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。	4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、 <u>前3項</u> に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、 <u>短時間勤務職員</u> については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、 <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u> については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。	第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。
（年次休暇） 第12条 （略） (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2) 及び(3) （略） 2及び3 （略）	（年次休暇） 第12条 （略） (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2) 及び(3) （略） 2及び3 （略）
（非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第18条 非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その	（非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第18条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条ま

職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	での規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。
-----------------------------------	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

改正前	改正後
(短時間勤務職員の給料月額) 第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	(<u>再任用</u> 短時間勤務職員の給料月額) 第6条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「 <u>再任用</u> 短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
	(<u>任期付短時間勤務職員の給料月額</u>) <u>第6条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
(通勤手当) 第12条の4 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>短時間勤務職員</u> のう	(通勤手当) 第12条の4 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>再任用短時間勤務職</u>

ち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス (略) (3) (略) 3～8 (略)	<u>員及び任期付短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス (略) (3) (略) 3～8 (略)
(時間外勤務手当) 第14条 (略) 2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3～6 (略)	(時間外勤務手当) 第14条 (略) 2 <u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3～6 (略)
(特定の職員についての適用除外) 第19条 (略) 2 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、再任用職員には適用しない。	(特定の職員についての適用除外) 第19条 (略) 2 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、再任用職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>には適用しない。
(非常勤職員等の給与) 第23条 常勤を要しない職員(<u>短時間勤務職員</u>を除く。)及び臨時に雇用される職員については、この条例の規定にかかわらず、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。	(非常勤職員等の給与) 第23条 常勤を要しない職員(<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。)及び臨時に雇用される職員については、この条例の規定にかかわらず、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。

2 (略)	2 (略)
-------	-------